

正（赤字が訂正箇所）

別表 原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について 新旧対照表

（下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>2. 原子力事業者防災業務計画を確認する視点について</p> <p>防災業務計画等命令第2条第2項第5号</p> <p>○緊急時対策所、<u>原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備</u>は、通常電源喪失時に備え、独立した非常用電源設備を整備することについて定められていること。</p> <p>○緊急時対策所、<u>原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備</u>は、自然災害の発生を想定し、機能を維持するために必要な措置について定められていること。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所、<u>原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備</u>は、通常電源設備の機能喪失時に十分な容量の非常用電源設備として、固定式又は可搬式のいずれかを整備することが明確にされていること。 ・緊急時対策所<u>及び</u>原子力施設事態即応センターにおける非常用電源設備については、十分な量の燃料の備蓄及び補給方法について明確にされていること。 ・（略） 	<p>2. 原子力事業者防災業務計画を確認する視点について</p> <p>防災業務計画等命令第2条第2項第5号</p> <p>○緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点<u>及び</u>原子力施設事態即応センターは、通常電源喪失時に備え、独立した非常用電源設備を整備することについて定められていること。</p> <p>○緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点<u>及び</u>原子力施設事態即応センターは、自然災害の発生を想定し、機能を維持するために必要な措置について定められていること。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点<u>及び</u>原子力施設事態即応センターは、通常電源設備の機能喪失時に十分な容量の非常用電源設備として、固定式又は可搬式のいずれかを整備することが明確にされていること。 ・緊急時対策所、<u>原子力施設事態即応センター</u>における非常用電源設備については、十分な量の燃料の備蓄及び補給方法について明確にされていること。 ・（略）

- ・ (略)
- ・ 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備は、地震、津波、台風等の自然災害の発生を考慮し、それぞれの施設に対し、機能を維持するために必要な措置について明確にされていること。
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第3項第2号

○原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を円滑に行う十分な広さを有し、放射性物質が放出された場合を考慮した上で、原子力事業所災害対策支援拠点となる場所の候補をあらかじめ定めていること。

- (略)
- (略)

【解説】

・ 「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を円滑に行う十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織や実動省庁(防衛省・自衛隊、警察、消防)が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を行うために円滑に活動できる広さをいう。

なお、複数の拠点により必要な作業を円滑に行う十分な広さを確保することもできる。

・ 「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要となる機能」と

- ・ (略)
- ・ 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力施設事態即応センターは、地震、津波、台風等の自然災害の発生を考慮し、それぞれの施設に対し、機能を維持するために必要な措置について明確にされていること。
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第3項第2号

○原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を行う十分な広さを有し、放射性物質が放出された場合を考慮した上で、原子力事業所災害対策支援拠点となる場所の候補をあらかじめ定めていること。

- (略)
- (略)

【解説】

・ 「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を行うための十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織や実動省庁(防衛省・自衛隊、警察、消防)が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を行うために活動できる広さをいう。

なお、複数の拠点により必要な広さを確保することもできる。

・ 「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な機能」とは、

は、被ばく線量・入退域管理、人や車両等の汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入庫や出庫とその管理、物資の保管や在庫の管理等をいう。

なお、必要となる機能を複数の拠点に分散させることもできる。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 原子力災害対策関連機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等）、**緊急時対策所等**と通信を確実にを行うために、衛星携帯電話、ファクシミリ装置、無線機器等の整備について明確にされていること。
- ・ (略)

被ばく線量・入退域管理、人や車両等の汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入庫や出庫とその管理、物資の保管や在庫の管理等をいう。

なお、必要な機能を複数の拠点に分散させることもできる。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 原子力事業所災害対策を実施する関連機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等）、**緊急時対策所等**と通信を確実にを行うために、衛星携帯電話、ファクシミリ装置、無線機器等の整備について明確にされていること。
- ・ (略)